

# 犬の散歩マナーを見張ります プレートをさしあげます



市では、犬の散歩マナーの向上を市民に呼びかけるプレート(30×40、アルミ製)を町内会に無料でさしあげます。

**申し込み** 町内会単位でお申し込みください。下の記入例を参考に、2月22日(金)まで、往復はがきに、町内会名、町内会の代表者の氏名と代表者の住所、電話番号、希望枚数(3枚まで)を書いて、〒010-0975秋田市八橋字成川原2-18 秋田市保健所衛生検査課へ。

<input type="checkbox"/> 0100975 往復はがき 秋田市八橋字成川原2-18 秋田市保健所衛生検査課 散歩プレート係 (往復表)	何も記入しないでください (返信うら)	<input type="checkbox"/> □□□□□□ 返信 町内会の代表者の住所と氏名 (返信表)	1. 町内会名 2. 町内会の代表者名 3. 代表者の住所 4. 電話番号 5. 希望枚数 (3枚まで) (返信うら)
---	------------------------	---	--

1町内会あたりはがき1枚の申し込みとさせていただきます。また、応募多数の場合は抽選で決めます。ただし、昨年度抽選にもれた町内会を優先して選考しますので、ご了承ください。

**問い合わせ** 衛生検査課 ☎(883)1182

飼い犬のふんの放置は、平成13年4月から「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例(通称：ポイ捨て禁止条例)」で禁止されています。この条例により、4月から違反者には2万円以下の罰金が科せられます。

## 福祉棟はここです

1月に福祉事務所が分館から福祉棟に移転しました。まだ間違っ分館へおいでになるかたがいらっしゃいます。

福祉棟は本庁舎裏につながっています。ご注意ください。



- |            |    |                     |
|------------|----|---------------------|
| <b>福祉棟</b> | 1階 | 社会福祉課 児童家庭課 保護課     |
|            | 2階 | 福祉総務課 高齢福祉課 介護保険課   |
| <b>分館</b>  | 1階 | 2月14日(木)から市県民税申告会場に |
|            | 2階 | 現在は空室になっています        |
|            | 3階 | 農業委員会 職員労働組合        |
|            | 4階 | 選挙管理委員会 監査委員事務局     |

## 青少年の悩みや相談事は わかさ相談電話

電話 ☎(862)3225

秋田市少年指導センター  
青少年の悩みや心配事を、お気軽にご相談ください。面接相談にも応じています。

相談日：月～金曜日(祝日を除く)  
午前9時～午後4時

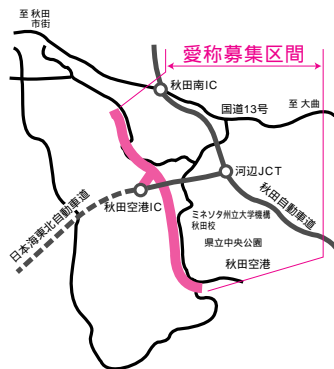
## 6 「特別弔慰金」の請求期限が近づいています

戦没者の遺族のかたは、遺族年金や恩給を受給していた戦没者の遺族で、次のすべてに該当するかたは、「特別弔慰金」を受け取ることができません。請求期限は4月1日(月)ですので、お早めにお問い合わせください。請求は戦没者1人につき1件です。  
平成7年4月1日から平成11年3月31日までの間に、遺族年金や恩給を受給していた戦没者の妻や父母が亡くなった  
平成11年4月1日以降、恩給や遺族年金をもらっている遺族がない

## 7 秋田空港へのアクセス 道路の愛称を募集

県では、秋田空港の利便性を高めるため、御所野と空港を結ぶ6・6キロのアクセス道路を建設中です。現在、この道路の愛称を募集しています。誰からも親しまれる、県の玄関口にふさわしい愛称を考えてください。道路の全線開通は平成18年度です。

戦没者死亡当時に戦没者と同居していたか、同一戸籍に入っていた遺族が、平成11年4月1日現在で存在していた  
問い合わせ 福祉総務課 ☎(866)2092 FAX(866)2417



特賞には5万円相当の商品券、応募者の中から抽選で50人のかたに粗品をさしあげます。  
申し込み 郵送かEメールで、愛称・氏名・年齢・職業(学校名)・住所・電話番号を書き、2月28日(木)消印有効まで、〒010 8570 秋田県道路建設課愛称募集係 ☎(860)2483  
E-mail doroken@pref.akita.jp